

入所施設の感染防止対策8項目

新型コロナウイルス感染症発生時の対応マニュアル

令和4年11月2日初版

初動（利用者や職員の症状を確認した時点の対応）が重要です！

ポイント 至急、職員全員で情報を共有し、協力して対応していきましょう

- 1 陽性者（検査結果待ちの者含む）の個室隔離
 - ◆ 複数発生時は同室で対応する。
- 2 陽性者・濃厚接触者のリストアップと報告
 - ◆ 陽性者の発症経過・接触状況を整理する。
 - ◆ 嘱託医・保健所・担当部局へ報告をする。
発生届(診断後、直ちに)・調査票・陽性者等のリストを保健所に提出
- 3 接触者検査の実施
 - ◆ 嘱託医に相談し、検査の実施を検討する。
- 4 感染対策の必要物品の確認
 - ◆ 消毒液・ガウン・手袋・マスク・ヘアキャップ・ゴミ箱など
- 5 個人防護具の正しい着脱
- 6 施設内のゾーニング（区画分け）
 - ◆ レッド、グリーンの考え方を理解して対応する。
- 7 感染拡大を防ぐ対応を計画
 - ◆ 長期戦に備えて、職員皆で対応できる体制づくりをする。
 - ◆ スタッフ間で情報共有し、感染対策を徹底する。
- 8 施設内で陽性者の療養・治療・報告
 - ～入院が必要な状態でも、時間を要する場合があることを考慮して対応する～
 - ◆ 重症化を防ぐために、施設内治療を嘱託医に相談し準備する。
 - ◆ 終息までの保健所への経過を報告する。
陽性者リスト等のFax/E-mail
新たな発症については、関係機関と情報共有
 - ◆ 陽性者の容態悪化は、日中のうちに保健所に連絡・相談する。
連絡先) 竜ヶ崎保健所 保健指導課 ☎0297-62-2367



新型コロナウイルスは施設で広まりやすい感染症です。施設で陽性者が発生すると利用者も職員も不安になります。施設全体で協力して確実な感染対策が実現することで、感染拡大を防ぐことが可能です。

また、早期に治療を開始することで重症者を減らすことができます。施設療養の対応を確認し、早期終息を目指しましょう。

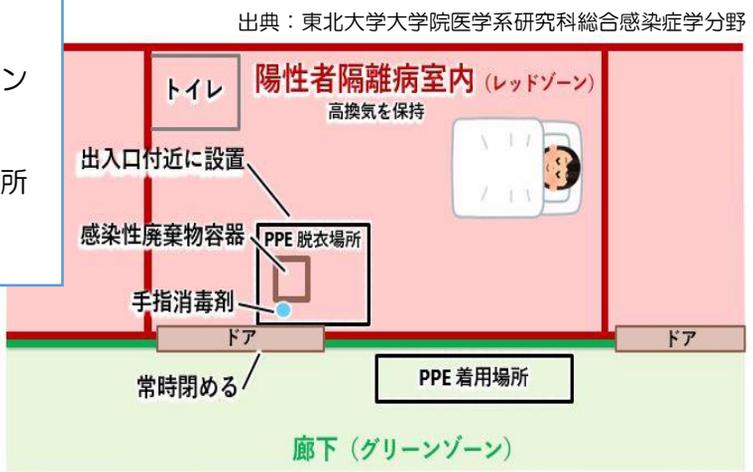
重要! 施設で起きていることを**全員で共有**し、**全員で協力して対応**していきましょう

1 陽性者の個室隔離 ポイント 陽性者から感染を上げない

- 陽性者へ対応する職員は、グリーンゾーンで个人防护具を着用する。
- 陽性者は、個室へ移動させる。
- 移動した個室の出口で个人防护具を脱いでから、外へ出てくる。
 ※感染対策に注意し、脱いだものはビニール袋に入れて個室入口付近に用意したゴミ箱に入れる。
- 新しいマスク、手袋、エプロンを着用し、個室以外で陽性者が触れた部分を消毒する。

レッドゾーン
 新型コロナウイルスで汚染されている場所
 使用済个人防护具を脱ぐ場所はレッドゾーンの出口付近に設定する

グリーンゾーン
 新型コロナウイルスで汚染されていない場所
 個室の入口付近に个人防护具の着用場所を設定する



ポイント 陽性者多数の場合は、同室で複数人を管理
 濃厚接触者は、それぞれ個室管理

2 陽性者・濃厚接触者のリスト作成と報告 ポイント 起きていることを整理し、関係機関と共有する

- 陽性者の情報を整理する。
- 濃厚接触者を特定して、経過観察を行う。
- 連携医療機関（嘱託医・往診医師等）へ報告・相談をする。
 - ・陽性者が発生したこと
 - ・陽性者の人数、症状、治療（新型コロナ治療薬投与の可否、対症療法、往診予定日等）
 - ・発生届の記載と提出について（診断後、直ちに）
- 濃厚接触者の職員は、健康観察期間中、自宅待機が原則になる。
 ※ 検査等の条件を満たせば出勤することが可能。（陽性となった場合は出勤不可）
- 保健所、県・市町村主管課へ報告
 - ① 陽性者が発生したこと
 - ② 連携医療機関に指示されたこと（往診予定、治療実施の予定等）
 - ③ 物資の不足等の懸案事項を併せて相談する。
 - ④ 保健所には下記の表の書類を提出する。



茨城県新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報

	入所者	職員	概要
発生届	○ *1	○ *1	*1：以下のいずれかに該当する者 ①65歳以上 ②入院を要する者、 ③重症化リスクあり、コロナ治療薬又は酸素投与が必要と医師が判断する者④妊婦
調査票*2	○		陽性となった入所者全員。 *2「基本情報・臨床情報調査票」
陽性者リスト	○	○	陽性者リストに入所者・職員を発生順に記載。新たな発症者が出たら下に追記し、増えた際には保健所へ再度提出する。

3 接触者検査の実施

ポイント 嘱託医に相談し必要に応じた集団PCR検査で早期発見・感染拡大防止

- ★陽性者の**陰性確認は不要**
- ★有症状者は早めの相談・受診（嘱託医・連携医療機関）

- 検査について嘱託医に相談する。
- 対象者をリストアップする。
- 保健所に検査結果を報告する。

※ 茨城県集団検査の利用は「陽性者が発生している施設様へ検査のご案内」（参考資料参照）



4 感染対策物品の確認・補充

ポイント 「うつさない、うつらない」のために個人防護具を適切に着用。使用後に廃棄することが望ましいため十分な量が必要。

- **防護服又はビニール製のエプロン**
ウイルスを体につけないためのもの。陽性者と接する部分を覆うものを用意してください。
- **手袋**
陽性者の対応は、手袋をしてから行います。手にフィットするものを選びましょう。
- **ゴーグルまたはフェイスシールド**
ウイルスが目の粘膜などから体内に侵入することを防ぎます。ゴーグルの場合やフェイスシールドの再利用には、使用後にはしっかりとアルコール消毒を行きましょう。
- **サージカルマスク**
鼻までしっかり覆い、隙間のないようにつけましょう。マスク表面は汚染されることを意識する。
※ウイルスが大量に存在し、飛沫の可能性がある場合は、N95マスクを隙間のないように着用
- **ヘアキャップ**
ウイルスが頭部に付着することを防ぎます。髪を確実に覆いましょう。
- **ゴミ箱（ふたつき）**
陽性者の対応後は、使用したPPE等は**速やかに廃棄**します。脱いだ場所ですぐ捨てられるようにふたつきゴミ箱は必須です。押し込まないように、十分な容量のものを準備しましょう。
- **消毒液**
手指に付着したウイルスは、手洗い又はアルコール消毒（濃度70%以上95%以下のエタノール）が有効です。モノに付着したウイルスは次亜塩素酸ナトリウム等でも消毒ができます。



食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。火傷にはご注意ください。

濃度0.05%に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど。

有効な界面活性剤が含まれる「家庭用洗剤」を使って消毒ができます。

注意 1 アルコール 濃度60%以上（重量%）のアルコールを含む消毒や除菌効果をうたう商品は、火気厳禁。キッチンなど火の気のある場所では使用しないでください。 	注意 2 空間噴霧 国際的な知見に基づき、厚生労働省では、薬機法上の「消毒剤」について、人の肌や皮膚に付着したり、吸い込むおそれのある場所での空間噴霧をおすすめしていません。薬機法上の「消毒剤」としての承認が無く、「除菌」のみをうたっているものであっても、肌や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあるものについては、ここに含まれます。健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項を確認いただき、判断ください。 ※詳しくは、下記特設ページをご覧ください。 	注意 3 マスク噴霧 消毒や除菌効果をうたう商品をマスクに噴霧し、薬剤を吸引してしまうような状態でマスクを使用することは、おすすめしていません。
---	--	--

<着用>



手指消毒



①ガウン



ほどけないよう注意



②N95・③キャップ
・④フェイスシールド
(②・④は必要時)



⑤手袋

注意 個人防護服を着たまま行わないこと！

- ・顔などを触る
- ・休憩（トイレ・水分補給等）

レッドゾーンから出るときには脱ぐ！

<脱衣>

外す際は**自身を汚染させるリスク**があるので、順番通り、慎重に行いましょう。



脱衣開始



手指消毒



手袋①：外側から



手袋：手袋を外した手先を手袋と手首の間に差し入れ、中側が表になるようにめくりながら外し、廃棄する



手指消毒



②ガウン：なるべく汚染されていない後ろに触れて脱ぐ



汚染面に触れないように内側へ巻く



手指消毒



③フェイスシールドの表面に触れないよう注意して外す



手指消毒



④キャップを外す（表面に触れないように）



手指消毒



⑤グリーンゾーンでマスクを外す（紐をもち、表面に触れないよう注意）



手指消毒

注意



感染性廃棄物を搬出する際は、新しい個人防護具を着用して行いましょう。



6 施設内のゾーニング

ポイント ウイルスはレッドゾーンで抑えて、グリーンゾーンに持ち込まない。

① 感染対策の基本を理解

- **ウイルスが多い区画（レッドゾーン）** 施設状況によって判断が異なります、嘱託医や保健所へご相談ください
 - ・陽性者・濃厚接触者がいる区画
 - ・个人防护具を着用した状態に対応。原則、レッドゾーン内から紙一枚でも持ちださない！
- **ウイルスが少ない区画（グリーンゾーン）**
 - ・基本的な感染対策を徹底しながら対応。
 - ・个人防护具は、このゾーンで着ていくこと



② 負担の少ないゾーニングを考えましょう。

- 陽性者だけを一つの区画にまとめられるか
 - 濃厚接触者だけを一つの区画にまとめられるか（個室管理推奨）
- ※区画をまとめられない場合は、個室対応を徹底しましょう

③ ゾーニングの表示の徹底

職員全員が同じ認識で対応するために、**レッドゾーンの床や壁には赤いテープ、グリーンゾーンの床や壁には緑のテープ 皆の目に見えるようにしておきましょう。**

④ 定期的な換気の実施 ウイルスを室外に排出する 共用スペースや職員休憩室の換気も忘れずに！

- 換気扇を使った換気
グリーンゾーンを風上に、レッドゾーンを風下になるように換気扇を活用して空気の流れを作る。
- 窓を使った換気
2方向の窓を、1時間に2回以上、5～10分間程度、全開にする。

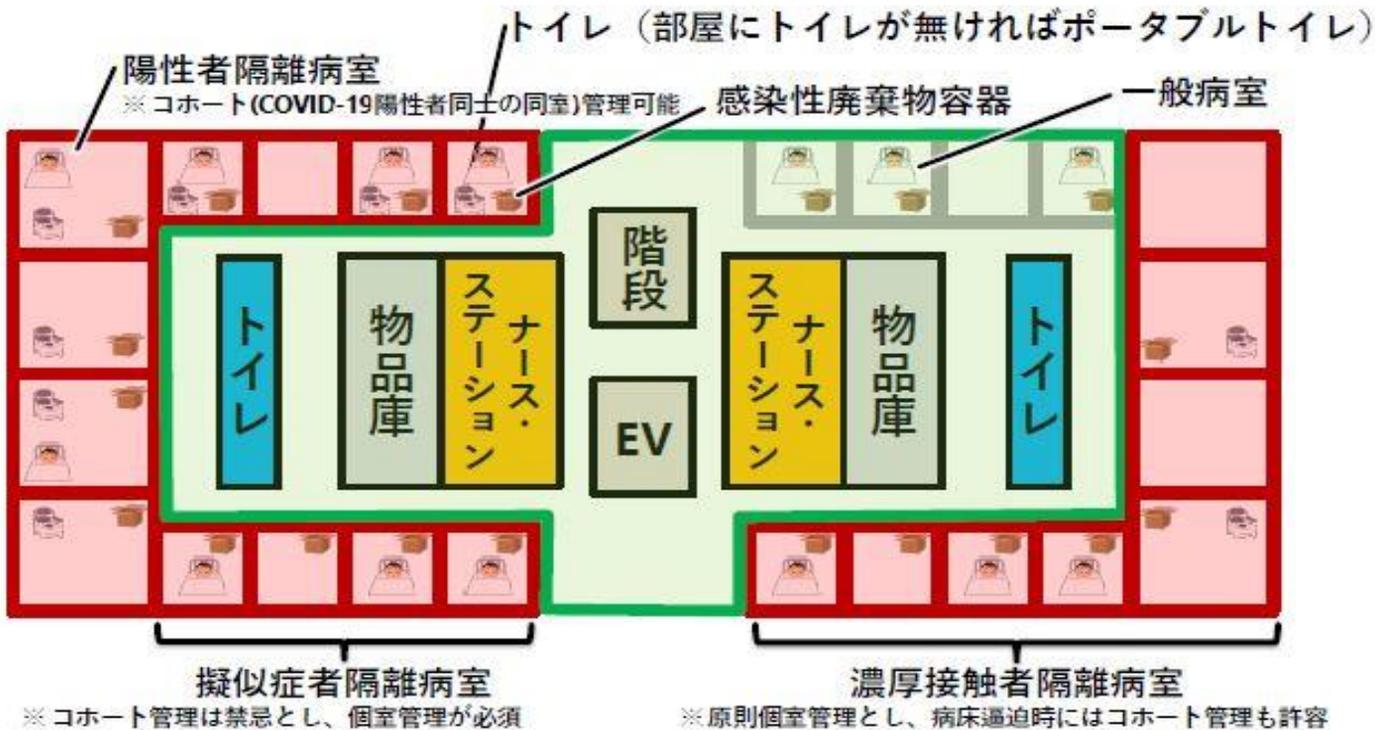
ビニールカーテンをつける、陽性者の部屋を目張りするなど
不必要な隔離対策は、換気ができず感染リスクがあがるので避けましょう

⑤ 職員同士の接触を避ける

職員同士の接触・ユニット間の移動は感染拡大のリスクが高まる。
クラスター終息まで、フロア・ユニットごとに休憩室や更衣室を分け、他との行来は避ける。

<施設内ゾーニングのイメージ>

※レッド・グリーンの基準はあくまでも1例



7 感染拡大を防ぐ対応を計画

ポイント 長期戦に備えて準備をする。皆で集まって会議をすれば感染拡大の恐れもある為、共有方法に注意する。

- 残った職員で、誰が何を担当するか。どのようなシフト体制を組むか。
 - ・陽性者の対応を固定できるか、人手不足の際に他部署や関連施設から応援要請できるか。
- 不足している物資等をどのように補充していくか。
- 必要な連絡先を整理して、職員が共有できる場所へ掲示する。
- 新規の職員等に対する感染予防対策の教育。

8 施設内で陽性者の療養・治療・報告

ポイント 入院が必要な状態でも、受け入れが困難な場合があります。重症化を防ぐために、嘱託医と施設内で陽性者の療養・治療をする準備をしましょう。

- 嘱託医に治療について相談する。**処方を含めた治療指示の確認**
陽性者の状態により必要に応じて治療薬が処方されるため、陽性者の状況（発症日、症状、年齢、ワクチン歴、基礎疾患など）を嘱託医に伝える。
- 病状悪化(体温が37.5℃以上、SPO₂が95%以下等)については
 - ① 嘱託医・連携医療機関に相談する。
 - ② 施設内での対応が困難な場合は、受診可能な日中の時間帯に保健所に相談する。
 - ③ 入院相談には、患者情報（調査票・診療情報提供書）、DNARの確認が必要。
- 酸素濃縮装置については、医師が確保困難な場合は貸出の利用を検討する。＊資料参照
- 必要物資の在庫確認と補充を継続する。
- ②で作成したリスト・調査票は、陽性者発生都度保健所へ報告する。（FAXまたはE-mail）
- 療養期間は、健康観察・体調管理を徹底する。
- 終息の目安；最終の陽性者の療養終了日から7日（国の方針で変更の可能性あり）経過しても新規発症者がいない



内容	連絡先
発生報告	・嘱託医・連携医療機関 ・竜ヶ崎保健所
感染対策の相談	・嘱託医・連携医療機関 ・竜ヶ崎保健所
入居者の健康状況報告	・嘱託医・連携医療機関 ・竜ヶ崎保健所
医療に関すること	・嘱託医・連携医療機関 ※連携医療機関で対応困難な時は保健所へ
ワクチン接種について	・市町村ワクチン担当課

【参考ホームページ】

- 茨城県「高齢者福祉施設における療養の手引き」
<https://www.pref.ibaraki.jp/hokenfukushi/chofuku/iigyo/documents/tebiki0304kaitei.pdf>
- 厚生労働省 障害福祉サービス事業所等における感染マニュアル・業務継続ガイドライン
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
- 社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症対策
<https://www.pref.osaka.lg.jp/fukushisomu/kansentaisaku/index.html>
- 医療機関における新型コロナウイルスにおけるゾーニングの考え方
出典：東北大学大学院医学系研究科総合感染症学分野
http://www.tohoku-icnet.ac/covid-19/mhlw-wg/division/medical_institution.html#anc03
- 厚生労働省「介護職員のための感染対策マニュアル（施設系）」
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000678255.pdf>